

# 消費者委員会委員と消費者団体ほか関係団体等との意見交換会 報告書

平成29年12月25日

理事 野垣 康之

- 1 開催日時 平成29年11月15日 10:00～12:00
- 2 開催場所 消費者委員会会議室
- 3 出席者 消費者委員会委員、NPO法人青森県消費者協会、東京消費者団体連絡センター、NPO法人京都消費者契約ネットワーク、NPO法人えひめ消費者ネット、NPO法人差が消費者フォーラム、NPO法人消費者市民ネットおきなわ。  
当団体からは池田理事、野垣理事が出席、沖事務局長が傍聴。

## 4 協議内容

### (1) 各団体からの発言

#### ① NPO法人青森消費者協会

昭和40年設立以来、青森県の消費者問題に取り組んできた。平成25年度から県補助をうけ適格消費者団体申請も検討しているが、ハードルは高い。消費生活相談員の待遇改善、消費者教育推進等が課題と考えている。

#### ② 東京消費者団体連絡センター

消費者基本計画工程表に向けた要望としては、健康消費も含めた食品の表示・広告の適正化、安全・安心なクレジットカード利用環境の整備、電気・ガスの小売供給に係る取引の適正化（都市ガス）、消費者契約法の見直し、食品ロス削減国民運動、地方消費者行政の充実・強化に向けた地方公共団体への支援、地域見守りネットワークの構築）

#### ③ NPO法人京都消費者契約ネットワーク

消費者基本計画工程表に向けた意見として、不当表示に係る事案に対する景品表示法の厳正な執行、適格消費者団体及び特定適格消費者団体に対する支援のあり方、消費者の財産的被害の集団的な回復のため

の民事の裁判手続の特定に関する法律の円滑な施行について、地方消費者行政の充実・強化に向けた地方公共団体への支援等、高齢者の消費者被害の防止策の強化、成年年齢引き下げに対する対応、消費者契約法改正について

④ N P O 法人えひめ消費者ネット

平成20年設立、平成25年からは適格消費者認定のための基盤づくりをしてきた。平成28年度から検討委員会を開催し、年に数件事業者への申し入れを行い改善成果を上げている。地方消費者行政の充実・強化に向けた支援のあり方、高齢者の消費者被害防止策の一つとして年金担保貸付について意見を述べた。

⑤ N P O 法人佐賀消費者フォーラム

平成23年にN P O 法人、平成28年適格消費者団体認定。消費者基本計画、消費者委員会への意見・要望として、若者の消費者教育の強化、食の安全にかかわり、加工食品原材料の原産国表示の問題、適格消費者団体等消費者運動に取り組む団体への財政的支援継続・強化すべきとの意見がなされた。

⑥ N P O 法人消費者市民おきなわ

消費者基本計画、消費者委員会への意見・要望として、若年者に対する消費者教育拡充の必要性、証券会社の勧誘規制の強化、金融商品の調査義務の明確化、情報商材の勧誘規制強化について意見が述べられた。

(2) 意見交換及びまとめ

① 適格消費者団体等や適格消費者団体をめざす団体等消費者運動に取り組む団体への財政的支援継続・強化について

団体への支援、相談員の処遇改善等について継続的支援の必要性を再確認された。

② 若者への消費者教育

教育の担い手となる教員の要請、教育委員会の理解、文部科学省のバックアップ、大学との連携、スマホのアプリの活用等が必要との認識が確認された。

③ 事業者との意見交換・教育

K C ' S では事業者セミナーを開催して意見交換している。東京でもガス・電力事業者から意見交換会の参加要請があり、消費者からの意見を述べた。事業者と対立するのではなく、意見交換して消費者側と事業者側の相互理解をはかるのは有益である。

④ 消費者契約法、特商法等の制度上の問題

勧告の執行、勧誘規制、表示のわかりづらさ、特定適格消費者団体の訴訟の使いづらさ等の問題点が指摘されたので改善していく。

⑤ 高齢者保護

ネットワークや見守りを充実させていく。

なお詳しくは、下記のページからご覧になれます

[内閣府ホーム](#) > [活動・白書等](#) > [審議会・懇談会等](#) > [消費者委員会](#) > [会議一覧](#) > [消費者団体ほか関係団体等との意見交換会](#) > 消費者団体ほか関係団体等との意見交換会(2017年11月15日)

<http://www.cao.go.jp/consumer/iinkai/2017/003/shiryou/index.html>

